

諮問番号：平成30年度諮問第4号

答申番号：平成30年度川行審答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁(川崎市長)が平成29年11月14日付けで行った審査請求人の平成29年度市民税・県民税の課税処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の添付等の義務の法適用で親族関係書類は用意しているにもかかわらず、送金関係書類がないため扶養控除などが否認されるのは誤った処分であるため。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化

審査請求人は、韓国に妻と子がいることは証明されており、年間4か月半も韓国に帰国して共に生活している実態があるにもかかわらず、処分庁が配偶者控除及び扶養控除を適用せずに平成29年11月14日付けで行った審査請求人の平成29年度市民税・県民税の課税処分(以下「本件処分」という。)は誤りであるとして、本件処分を取り消してこれらの控除を認めるよう求めている。

個人の市町村民税及び道府県民税の申告書提出の際、国外居住親族に係る親族関係書類及び送金関係書類の添付ないし提示が義務付けられたのは、平成29年度以後の年度分の申告書からである(平成27年総務省令第38号による地方税法施行規則改正附則第2条)。

また、このことに関する法令改正は、いずれも平成27年3月31日

付けで公布され、平成28年1月1日から施行されている。

イ 審査請求人に対する平成29年度市民税・県民税に係る扶養控除等の適用について

審査請求人が川崎西税務署（以下「税務署」という。）に提出した、配偶者控除及び子の扶養控除を適用する「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A」（以下「当初申告書」という。）及び配偶者控除及び子の扶養控除を適用しない「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書B」（以下「本件修正申告書」という。）の記載から、審査請求人は、平成29年1月1日時点で、川崎市多摩区内に居住しており、川崎市における平成29年度の市民税・県民税の納税義務者に該当する。

所得税法上の確定申告書を提出する場合において親族関係書類及び送金関係書類の添付等が義務付けられるのは、平成28年分以後の所得税に係る確定申告書であり（平成27年法律第9号による所得税法改正附則第10条）、審査請求人にとっては、平成29年4月17日に税務署に提出した当初申告書が最初の機会、地方税法上、これをもって平成29年度の市民税・県民税の申告書が提出されたものとみなされるため、市民税・県民税についてもこれが最初の適用の機会となる（平成27年総務省令第38号による地方税法施行規則改正附則第2条第1項）。

審査請求人は、確定申告書提出の際に国外居住親族に係る親族関係書類及び送金関係書類の添付等を義務付ける今般の改正について、十分な周知期間もなく、税務署から何の説明もないまま、親族関係書類の提示のみで送金関係書類の添付ないし提示がない審査請求人には扶養控除等が認められないと言われて税務署の職員に本件修正申告書を提出させられたとしているが、改正法令の公布から平成28年分の確定申告までには相当の期間があったものと考えられることはもとより、そもそも法令の規定について不知や誤解があるからといって、当該法令の適用を免れることはできない。

また、送金関係書類を添付ないし提示していないことについて審査請求人は、毎年複数回、帰国して自らの給与収入を家族に直接渡しているため送金の必要がなかったこと、帰国して家族と共に生活しているのだから送金関係書類よりも（生計を一にしていることは）確実であることなどを述べ、法は万人に平等に適用すべきであるとして従前どおり配偶者控除及び扶養控除を適用するよう求めているが、改正により

親族関係書類と送金関係書類の添付ないし提示が義務付けられ、これを行っている者にのみ配偶者控除と扶養控除を適用する取扱いとなっているのであるから、これを行っていない審査請求人に対して当該控除を認めることは法の平等な適用とは言えない。

よって、本件修正申告書の記載内容を基に、処分庁が審査請求人の平成29年度市民税・県民税について配偶者控除及び扶養控除を適用しなかったことは誤りであるとは言えない。

ウ 本件処分による課税額について

本件処分について、当初申告書及び本件修正申告書の記載を基に、法令の規定等に従い、審査請求人の平成29年度市民税・県民税の課税額が正しく算出されているか検討したところ、本件処分は本件修正申告書の提出に伴い、その記載内容を基に、審査請求人の平成29年度市民税・県民税の課税額を正しく算出してなされたものといえる。

エ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について
他に本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成30年11月 5日 諮問の受付

同月30日 第1回審議

同年12月17日 口頭意見陳述、第2回審議

平成31年 2月21日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(1) 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化

個人の市町村民税及び道府県民税の申告書提出の際、国外居住親族に係る親族関係書類及び送金関係書類の添付ないし提示が義務付けられたのは、平成29年度以後の年度分の申告書からである（平成27年総務省令第38号による地方税法施行規則改正附則第2条）。

また、このことに関する法令改正は、いずれも平成27年3月31日付けで公布され、平成28年1月1日から施行されている。

(2) 審査請求人に対する平成29年度市民税・県民税に係る扶養控除等の適用について

当初申告書及び本件修正申告書の記載から、審査請求人は、平成29年1月1日時点で、川崎市多摩区内に居住しており、川崎市における平成29年度の市民税・県民税の納税義務者に該当する。

審査請求人は、確定申告書提出の際に国外居住親族に係る親族関係書類及び送金関係書類の添付等を義務付ける今般の改正について、十分な周知期間もなく、税務署から何の説明もなかったとしているが、改正法令の公布から平成28年分の確定申告までには相当の期間があったものと考えられることはもとより、法令の規定について不知や誤解があるからといって、当該法令の適用を免れることはできない。

また、送金関係書類を添付ないし提示していないことについて審査請求人は、毎年複数回、帰国して自らの給与収入を家族に直接渡しているの送金の必要がなかったこと、帰国して家族と共に生活しているのだから送金関係書類よりも（生計を一にしていることは）確実であることなどを述べ、法は万人に平等に適用すべきであるとして従前どおり配偶者控除及び扶養控除を適用するよう求めているが、改正により親族関係書類と送金関係書類の添付ないし提示が義務付けられ、これを行っている者にのみ配偶者控除と扶養控除を適用する取扱いとなっているのであるから、これを行っていない審査請求人に対して当該控除を認めないことが法の不平等な適用になるとは言えない。

よって、本件修正申告書の記載内容を基に、処分庁が審査請求人の平成29年度市民税・県民税について配偶者控除及び扶養控除を適用しなかったことは誤りであるとは言えない。

(3) 本件処分による課税額について

本件処分は本件修正申告書の提出に伴い、その記載内容を基に、審査請求人の平成29年度市民税・県民税の課税額を正しく算出してなされた

ものということができる。

(4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

なお、仮に審査請求人が、平成28年分の所得税に係る更正の請求を行い、配偶者控除と扶養控除が適用されて減額更正処分がなされた場合には、平成29年度市民税・県民税についてもそれら控除を適用して更正処分がなされることになるが、この点、付言する。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	諫	山	明子
委員	高	柳	馨